

町内事業者の皆さまへ

# 「東栄町事業持続・売上減少対策応援金【事業持続応援枠】」のお知らせ

## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けた町内事業者に対し、事業継続を支援することを目的として交付する応援金です。

※東栄町事業持続・売上減少対策応援金【売上減少応援枠】との併用はできません。

## 申請期間

令和4年9月20日（火）から令和4年12月20日（火）まで

## 補助額

1事業者あたり 法人の場合 **最大50万円**  
個人の場合 **最大25万円**

※応援金の交付は1事業者1回限りとします。

## 補助率

新型コロナウイルス感染症の影響により低下した売上（事業収入）の1/4  
【(令和元年の総売上（事業収入）－令和3年の総売上) × 1/4】

※算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとします。

※事業収入には休業要請協力金、持続化給付金等を含みます。

【法人】 令和元年と令和3年の収入を算出して、低下した事業者

【個人事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年の確定申告から令和3年の確定申告の収入が低下した事業者

## 主な交付要件

### 補助対象者

以下のすべての要件を満たす方

- (1) 本店もしくは主たる事業所が東栄町内である方  
個人事業者にあつては、町内に住所と事務所がある方
- (2) 個人事業者にあつては、主たる収入が事業収入である方（全収入の原則50%以上）
- (3) 令和元年12月31日以前から東栄町内で主たる事業活動を行っており、応援金受給後も事業活動を継続する意思がある方
- (4) 所得税確定申告、法人町民税の確定申告などを東栄町で行っている方
- (5) 扶養控除、専従者控除、配偶者控除の対象者でない方
- (6) 他市町村における同様の制度に基づく支援金・応援金の交付を受けていない方 等

## 申請について

商工会会員の方 東栄町商工会（平日 午前9時～午後5時）☎ 76-0530

会員以外の方 東栄町役場経済課（平日 午前8時30分～午後5時15分）

## 申請書類

☎ 76-1812

- 東栄町事業持続・売上減少対策応援金（事業持続応援枠）交付申請書（請求書）（様式第1号）
- 東栄町事業持続・売上減少対策応援金（事業持続応援枠）の申請に関する誓約書（様式第2号）
- 事業収入が確認できるもの（確定申告書の写し等）
- 補助金の振込先が分かるものの写し（申請者と同一名義のもの）
- 法人の場合：法人登記事項証明書の写し
- 個人事業者等の場合：本人確認書類の写し（運転免許証（両面）・個人番号カード等）

このパンフレットの内容は制度の概要です。詳細は東栄町ホームページをご覧くださいか、  
上記申請先までお問い合わせ下さい。

※審査についての問い合わせには応じられません。

ホームページはこちら

